

---

プロジェクト **税効果会計**

項目 **本日の審議事項**

---

### 検討の経緯

1. これまで、繰延税金資産の回収可能性に関わるグループ 2 の論点（監査委員会報告第 66 号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」（以下「監査委員会報告第 66 号」という。）に関わる論点を含む。）について、第 290 回企業会計基準委員会（2014 年 6 月 26 日）及び第 5 回税効果会計専門委員会（以下「専門委員会」という。）（2014 年 6 月 18 日）から検討を行ってきた。
2. 第 298 回企業会計基準委員会（2014 年 10 月 23 日）及び第 10 回専門委員会（2014 年 10 月 22 日）においては、今後の検討の進め方について、繰延税金資産の回収可能性に関連する実務指針を先行して移管することを提案し、その方向で議論を進めている。
3. 第 303 回企業会計基準委員会（2015 年 1 月 9 日）及び第 12 回専門委員会（2014 年 12 月 25 日）以降、監査委員会報告第 66 号に関する具体的な対応案の方向性について、監査委員会報告第 66 号の会社分類に関する定めをベースに見直しを行うことで識別された課題に対応することを提案し、その方向で課題を解決しうるか、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針（案）」（以下「適用指針案」）を示して審議を行っている。
4. 上記の審議と並行して、これまでに財務諸表利用者、財務諸表作成者及び監査人に対する意見聴取（アウトリーチ）を行い、その都度、当該概要を企業会計基準委員会及び専門委員会に報告している。
5. また、第 305 回企業会計基準委員会（2015 年 2 月 6 日）及び第 14 回専門委員会（2015 年 1 月 30 日）においては経過措置及び適用時期について、第 306 回・第 308 回企業会計基準委員会（2015 年 2 月 20 日・2015 年 3 月 20 日）及び第 15 回・第 17 回専門委員会（2015 年 2 月 17 日・2015 年 3 月 17 日）においては開示（注記）について、それぞれ審議を行っている。

### 本日の審議事項

6. 本日の委員会では、第 308 回企業会計基準委員会及び第 17 回専門委員会までに聞かれた意見を踏まえ、繰延税金資産の回収可能性に関する開示（注記）、適用時期及びコメント募集のための公開期間について、下記の資料の審議を行う。

- 開示（注記）に関する論点の検討（審議事項(3)-2）
  - 適用時期等の検討（審議事項(3)-3）
  - コメント募集のための公開期間の検討（審議事項(3)-4）
7. また、適用指針の文案について審議するとともに、公開草案を公表する際の意見の募集方法等を検討するために、以下の資料について審議を行う。
- コメント募集及び公開草案の概要（案）（審議事項(3)-5）
  - 適用指針案の文案の検討（審議事項(3)-6）
8. なお、第 308 回企業会計基準委員会、第 17 回専門委員会及び第 23 回基準諮問会議で聞かれた意見は、審議事項(3)-7 に記載している。

以 上